

総合評価一般競争入札方式の設備運転保守管理業務（告示番号第2882号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	6/28	7/3	設備運転保守業務全般	設備保守管理業務において、落札候補者が会社実績及び従業員の資格等が、告示書や仕様書に明示されているにも関わらず事後審査において、それが確認出来ない場合は、不備にもかかわらず、入札に参加したとして、札幌市の資格等の停止処分も考えられるのでしょうか。	入札に参加することをもって直ちに参加停止とはなりません。 しかし、事後審査において、入札参加資格を満たさないことが判明した場合や契約締結後において、従業員の資格等求める書類の確認がでなかつた場合については、札幌市競争入札参加停止等措置要領のとおり、一定期間の参加停止措置を行うことがあります。	財) 契約管理課